

令和6年度県立中央病院構内等除排雪業務委託契約書案

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、岩手県立中央病院の構内等除排雪業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、岩手県立中央病院の構内等除排雪業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

2 乙は、委託業務の実施に当たっては、別紙「除排雪業務委託仕様書」に従い、これを誠実に実施しなければならない。

第2 委託業務に係る委託料単価は、次のとおりとする。ただし、契約金額に係る消費税及び地方消費税については、請求の時点で加算して請求するものとする。

除排雪用機械名	単位	契約単価（税抜）
モーターグレーダー3.1m ³	1時間あたり	円
トラクタショベルホイール型0.8m ³	1時間あたり	円
トラクタショベルホイール型0.4m ³	1時間あたり	円
ダンプトラック10t	1時間あたり	円
ダンプトラック4t	1時間あたり	円
ダンプトラック2t	1時間あたり	円

第3 契約期間は、令和6年12月9日から令和7年3月31日までとする。

第4 契約保証金は、契約単価毎に見込時間を乗じた金額の合計に100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上として、〇〇〇円以上を納めるものとする。

第5 甲は、委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要であると認めた場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、委託業務の着手前に、委託業務に従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿を甲に提出しなければならない。提出後異動があった場合も同様とする。

2 甲は、従事者のうち、委託業務に従事させることが不適当と認める者については、その理由を明示して乙にその交替を求めることができる。

第7 乙は、毎回の委託業務が完了した都度、委託業務完了完了報告書（日次）（様式1）」を甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。また、毎月の委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書（月次）（様式2）」を甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。

2 甲は、委託業務完了報告書（月次）（様式2）の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、委託業務完了報告書（月次）（様式2）を審査し、当該業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第8 甲は、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させる措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第7第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第9 乙は、前項第7第2項の規定による検査に合格した場合は、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うもの

とする。

第10 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第11 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料から甲の検査に合格した完了部分があるときは、完了部分の契約金額相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第12 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。

ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第13 甲は、乙が実施した委託業務の契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第14 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5若しくは第13第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第15 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、又は便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第16 第14又は第15の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第17 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

第18 乙は、本契約に基づく委託業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の審査を受け、承諾を得たものについてはこの限りではない。

第19 乙は、業務の実施に当たり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」を遵守し、乙の代表者、代理人、またはその他の従事者は、この契約期間中及び解除後も委託業務の実施に当たって知り得た機密を第三者に対して漏洩してはならない。

第20 乙は、この契約により生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

第21 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

岩手県

契約担当者 岩手県立中央病院長 宮田 剛

印

乙

岩手県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

〇〇会社〇〇〇〇

代表者 〇〇 〇〇

印